

令和3年9月3日

保護者各位

宜野湾市立嘉数中学校
校長 玉城 健蔵
(公印省略)

水難事故防止に関する注意喚起について（通知）

平素より本校の学校教育についてご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

今年度に入り、県内において、児童生徒の水難事故の発生と遊泳禁止区などでの遊泳や飛び込み等の報告があり、今後も暑い時期が続くため、本校でも同様の事案が想定されます。

保護者の皆様におかれましては、生徒だけで遊ばせることがないように、保護者責任のもとで、事故を未然に防ぐとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、不要不急の外出を控えるよう、生徒への注意喚起をお願いいたします。

〈 海での水難事故予防のポイント 〉

- ・友達同士だけで、海や河川等へ泳ぎに行かない。
- ・危険な場所を確認し、遊泳禁止区域で泳がない、近づかない。
- ・気象情報には注意し、波浪注意報等発表時には泳がない、近づかない。
- ・魚釣り等は友達同士で行かない。（立ち入り禁止区域や危険な場所へは行かない。）
- ・一人で行動しない。
- ・泳ぐ際は、ライフジャケット等、浮力の確保を行う。

〈 熱中症対策も万全に！ 〉

熱中症は、周りの温度に体が対応することができず、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かないなどが原因で起こります。熱中症にならないために、のどが乾いていなくても、早めの水分補給を心がけましょう。

〈 紫外線の浴びすぎを防ぐ！ 〉

- ・紫外線の多い時間帯を避ける。
- ・日陰を利用する。
- ・帽子をかぶる。
- ・衣服で覆う。
- ・日焼け止めを上手に使う

参考資料 : 政府内閣府広報室

: 紫外線環境保健マニュアル(環境庁)

【生徒、保護者の皆様へ】 海でのレジャー事故に**注意**しましょう

！危険な行為はやめましょう

『度胸試し』で防波堤や橋から飛び込むことは**大変危険**です。
時には速い流れが発生する箇所もあります。
波が高い日や、風が強い日も海には近づかないようにしましょう。

【事件事例】

友人と橋から飛び込む遊びをしていたところ、潮流により漂流しその後救助された。2人は打撲による怪我を負った。

！リーフ波（引き波）に注意しましょう

岩と岩の切れ目は沖へ向かう速い流れが発生する可能性があります。

【事件事例】

リーフ近くで遊泳中、沖合に流されその後、発見されたが死亡が確認された。

！自己救命策を確保しましょう

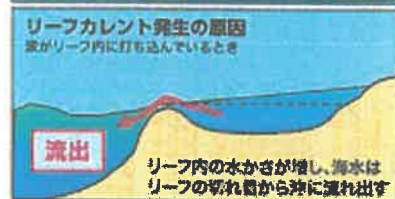
- ▶ 浮力の確保
ライフジャケットなどが有効的です
- ▶ 連絡手段の確保
携帯電話やスマートフォンで連絡手段を確保しましょう



▶ 海のもしものは**118番**

リーフカレントに注意！

リーフカレントとは？ リーフの切れ目からリーフの外へ流れ出す速い流れのことです。



海上保安庁

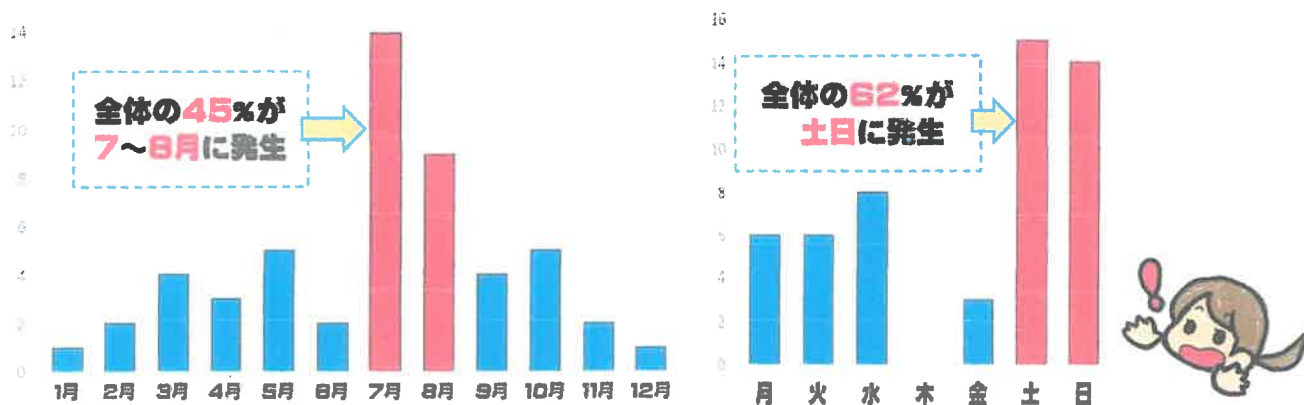
検索



第十一管区海上保安本部

子どもの水難事故を防ごう！

子どもの事故は**7～8月**、**土日**に多発！



小学生・中学生・高校生の水難事故データ（県民のみ、月別、曜日別、H23～R2）

子どもの水難事故の特徴

小学校低学年

○ ビーチ・プールで、保護者や監視者が目を離したときに発生

- ・ 家族とビーチに訪れ、子供たちだけで波打ち際で水遊びをしていたところ溺れる。
- ・ 家族とプールに訪れ、保護者が目を離している間に、水深の深いプールに移動して溺れる。

小学校高学年～高校生

○ 保護者なし（子どものみ）で海や川に行つて発生

- ・ 兄弟、いとこと遊泳中、岩場から海に飛び込んで深みにはまって溺れる。
- ・ 友人と遊泳中、高波にさらわれ沖に流され、自力で泳いで戻る際に足がつつて溺れかける。
- ・ 魚釣りのため、友人と浅瀬を渡っていたところ、潮流に流されて沖のリーフに取り残される。

○ 自宅や学校の近く（自然海岸、港、河川等）で発生

- ・ 友人と台風通過後の海の様子を見るために港へ行き、高波にのまれて海に転落する。
- ・ 友人と防波堤から飛び込んで遊んでいた際、海水を誤飲して溺れる。
- ・ 友人と防波堤で魚釣り中、移動しようとした際に不注意により誤って海に転落する。

子どもの水難事故防止のためにすべきこと！

- 1 子どもだけでは、絶対に海や川に行かせない。
(水の危険性を子どもに伝える)



- 2 保護者や監視者は、遊泳中の子どもから絶対に目を離さない。



- 3 子どもに釣りやスノーケリングをさせる際は、ライフジャケットなどの浮力体を必ず着用させる。

もちろん大人もね！



- 4 子どもだけの遊泳や釣りを見かけた場合には、注意の声掛けをする。
水難事故が発生しそうなときは警察に通報する。



水難事故防止条例で「県民の責務」が定められました



- ① 釣りや遊泳などには、常に水難事故の危険が伴うことを認識し、安全な利用につとめましょう！
- ② 水難事故が発生したり明らかに発生しそうな場合には、警察へ通報するなどの措置をとるようにつとめましょう！
- ③ 水難事故防止への施策に協力するようにつとめましょう！